

いしかわ NPOニュース

特集

あなたの定款大丈夫？

～法改正に対応しているかチェックしよう～

- いしかわのNPO
- ◆ ボランティアサークルGRANDE
- ◆ 湯涌・ゆず街道かかしファンクラブ
- 非営利団体のためのQ&A
- ◆ 教えて! i-ねっとのおおみさん

つながる、
ひろがる、
ふれあう。

- [ちょっと気になる、いしかわのNPO]
NPO法人
いしかわ在宅支援ねっと
- 人-THE HITO-
木崎馨雄さん
(老人ホーム自生園総施設長・那谷寺副住職
NGO那谷寺清水基金事務局長)
- インフォメーション
■ 法務局への登記を忘れていませんか?
■ 助成金情報



「あいむ」は石川県NPO活動支援センターの愛称です。「あいむ」にちなみ、「i」と「m」という文字と、石川県の「石」の文字が、拳をあげて自らの意思を持って行動する市民をイメージしています。

石川県 / URL <http://www.ishikawa-npo.jp>

このコーナーでは毎回、ボランティアやNPOの活動に関わる個人に焦点を当てています。今回ご登場いただくのは、老人ホーム自生園総施設長の木崎馨雄さんです。活動内容や、地域とNPOの連携について伺いました。

THE HITO

vol.11

木崎 馨雄 / Keiyu Kizaki

老人ホーム自生園総施設長・那谷寺副住職
NGO那谷寺清水基金事務局長

活動の内容と、そのきっかけを教えてください。

木崎さん●若い頃、バックパッカーとしてアジアを中心に世界各地を見てきました。働くようになってから足が遠のいた後も「将来は海外、とくに第三世界と何か関わりたい」という想いは持ち続けていました。だから、副住職を務める那谷寺で、基金を立ち上げご縁をいただいた時、まず頭に浮かんだのはヒッチハイクで訪れたチベットのことでした。「仏教を根幹に民間だからこそできる支援をしたい」このように思い立って以来、さまざまな組織や個人と協働しながら、子どもの里親探しや学習環境の整備などに携わっています。その後、ラオスで児童の教育支援に尽力している安井清子さんと知り合い、彼女の活動も応援するようになりました。



国内では東日本大震災後、まずは被災地への物資運搬から始めました。よく聞かれますが、本当に理由なんてありません。困っている人がいれば手を差し伸べる。できることをやろうとしたまでです。高速道路の復旧と同時に、単独で石巻に入った後は石川と東北の往復の日々。現地では物資運搬以外に、ボランティアの受け入れ先のコーディネートなど、できる限りのことをしました。地元に戻れば、青年会議所のメンバーと物資を届けるため、運送会社にこもりました。

現在、力を入れているのは、春と夏の年2回実施する「福島キッズキャンプ」です。これは放射能汚染が心配で満足に外遊び



ができない福島の子どもを石川に招待し、思い切り遊んでもらうための取り組みです。さまざまな方々の協力と親御さんの理解もあって、今年の夏までに5回も長期間のキャンプを開催できました。

活動の中で印象に残っていることは何ですか。

木崎さん●被災地、とくに石巻のような大きな市街地で活動をしているうちに、私の中で何か少しずつおかしくなってきました。電気の通っていない避難所は暗くて寒く、へどろや汚物の匂いが鼻につき、近くの体育館はご遺体であふれ、かれきの山から行方不明者が見つかる。ほんの一部ですが、これが私の見た景色です。「自分は何のためにここにいるんやろ」当時は被災地と石川を行ったり来たりの生活で、日常生活とのギャップにも耐えられなかったのでしょう。無力感から自問自答を繰り返しているうちに心が疲れてきました。

そのような心境から救ってくれたのが被災地の子どもたちです。

ちようどラオスから安井さんも駆け付け、一緒に「お話キャラバン」や「青空絵本図書館」などのイベントを開きながら、南三陸や福島の小さな避難所を訪問するようになりました。子どもは無邪気なもので、助けてもらっているという意識はありません。「またお兄ちゃんたちが来た」と、いつも通り接してくれます。彼ら彼女らと過ごしているうちに、いつの間にか自分自身が癒やされていたのです。



避難所のお年寄りからも大事なことを教わりました。手ぶらで訪問するのも気がひけるので、毎回何かを持参すると、お礼にと貴重な食料を差し出してくれます。これは支援物資であり、僕たちがもらうべきものではありません。しかし、そこには「私たちはいつまでも施される存在ではない。私たちもお返しをしたい」という気持ちを感じました。被災地で一方的ではなく、互いに助け合う関係の存在に気づいた時、肩の力が抜けました。

活動を続ける上で何を大切にしていますか。

木崎さん●私はボランティアの専門家でも何でもありません。自分のやれることを小さなことから、一つずつやってきたつもりです。その中で、いくつもの出会いがあり、それぞれの縁を大切にしてきました。活動の主役は私ではありません。多くの人がつながるお手伝いのできたなら、それでいいと思っています。難しいかもしれませんが、私の活動の場合は、楽しむことを大切にしています。チベットやラオス、福島の子どもは毎日、泣きながら暮らしているわけではありません。確かに状況は悲惨ですが、毎日笑っています。だから、僕らが悲壮感をもって臨んでも仕方ない。一緒にいる限り、楽しく笑い合いたい。これからも各地で活動を続けたいですね。



木崎 馨雄さん

1971年生まれ。立教大学社会学部、高野山専修学院卒。現職の他、社団法人栗津演舞場理事長も務める。最新の活動状況はブログ「長靴を履いた坊主」
(<http://jishoen.blog24.fc2.com>)で確認できます。

PROFILE

あなたの定款大丈夫？ ～法改正に対応しているかチェックしよう～

平成24年改正NPO法の施行に伴う定款変更の手続きはお済みですか？平成24年3月31日以前に設立申請した団体については、手続きが必要となる可能性があります。そこで今回の特集では法改正に伴い、定款をどのように変更する必要があるのかについて改めて解説します。なお**必須**の項目については機会をみつけて変更してください。**検討**の項目については、新たな制度を導入する場合など団体の状況に応じて変更してください。

注：文中の条文は石川県のモデル定款に準じています。ご自身の団体の定款に照らし合わせてご確認ください。

必須①「収支計算書」から「活動計算書」に変更されたことに伴う字句の変更

会計書類のうち、収支計算書が活動計算書に変更されました。そのため、定款の中で「収支～」「収入」「支出」といった文言を使用している場合は、それぞれ「活動～」「収益」「費用」などに変更する必要があります。

定款例

新	旧
<p>(権能) 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 略 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算 (6)～(7) 略 (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)～(10) 略</p>	<p>(権能) 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 略 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6)～(7) 略 (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)～(10) 略</p>
<p>(資産の構成) 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) 略 (4) 財産から生じる収益 (5) 事業に伴う収益 (6) その他の収益</p>	<p>(資産の構成) 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) 略 (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入</p>
<p>(事業計画及び予算) 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算) 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(暫定予算) 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p>	<p>(暫定予算) 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>
<p>(事業報告及び決算) 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業報告及び決算) 第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>

必須②「定款の変更」の届出事項拡大

「定款の変更」の条項について、これまで使われてきた「軽微な事項」という言葉がなくなり、届出のみで足りる事項が増えたことから字句の修正を行う必要があります。

定款例

新	旧
<p>(定款の変更) 第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る) (5) 社員の得喪に関する事項 (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く) (7) 会議に関する事項 (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項 (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る) (10) 定款の変更に関する事項</p>	<p>(定款の変更) 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。 (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの) (2) 資産に関する事項 (3) 公告の方法</p>



検討①「活動の種類」の拡大

NPO 活動の種類として、「観光の振興を図る活動」「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」が新たに追加されました。既存の団体については定款を変更する必要はありませんが、各団体の活動をよりわかりやすくすることも考え、検討してください。

定款例

新	旧
<p>第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 観光の振興を図る活動 (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</p>	<p>第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) まちづくりの推進を図る活動</p>

検討② 理事の代表権

定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と書かれてあり、そのまま理事の代表権を制限する場合には、「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない」という文言を追加することが望ましいです。なお**代表権をもたない理事の代表権喪失の登記は必ずしなければならない**ので、まだお済みでない団体は速やかに法務局に相談してください。

定款例

新	旧
<p>第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。 2～4 略</p>	<p>第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2～4 略</p>

法務局への代表権喪失の登記は必須

検討③ 社員総会のみなし決議の導入

みなし社員総会決議とは、社員の全員が書面または電磁的記録によって同意した場合、実際に社員総会を開かなくても社員総会の決議があったものとみなすことができる制度です。社員総会のために集まることの手間や時間を省略することができるようになりますので、必要に応じて検討してください。

定款例

新	旧
<p>(議決)</p> <p>第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(議決)</p> <p>第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>(議事録)</p> <p>第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>



その他の変更

今回、紹介した部分以外にも平成15年、平成20年の法改正に伴う変更があったため、その内容が定款に反映されているかをチェックしましょう。



●平成15年 改正

役員任期の伸長

総会で役員を選任することになっている法人は、定款で定めれば、後任者が選任されるまで役員任期を伸長することが可能になりました。この規定が盛り込まれていないと総会の開催が遅れた際などに、手続きがとても煩雑になります。

予算準拠の削除

NPO法の制定当初盛り込まれていた予算準拠の規定は、削除されています。予算管理を行うか否かを団体の実態に応じて判断しましょう。

「収益事業」という用語の変更

現在は「その他の事業」と呼ばれていますが、法改正前は「収益事業」という名称であり、税法上の収益事業と非常に紛らわしく誤解を招くので、修正することが望ましいです。



●平成20年 改正

電磁的方法による表決

定款で定めれば、総会での表決を電子メールなど電磁的方法によって行うことが可能になりました。会員にとっても便利な規定なので、必要に応じて盛り込みましょう。

NPO法の勉強会を開きませんか?

今回の特集で紹介した法改正に伴う定款変更や、NPO法人が毎年行う手続きについて、もっと学びたいという法人を対象に、NPO活動支援センターあいむ会議室にて、勉強会を開催します。希望される方はお電話ください。(TEL:076-223-9558)



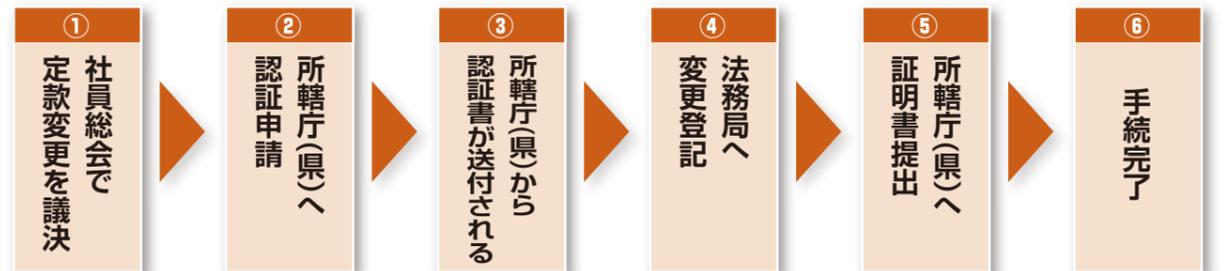
【こんな方にオススメ】

- ・今回の特集の内容がさっぱりわからない。
- ・他のメンバーにも法人運営に必要な手続きを知って欲しいけれど、上手く説明できない。
- ・法人運営を円滑にするために定款変更を考えており、中心メンバーで勉強会を開きたい。

【勉強会の内容】

- ・あなたの法人の定款は法改正に対応できていますか?
- ・必要な手続きを総チェック! NPO法人の年間スケジュール
- ・変更登記忘れていませんか?
- ・収支計算書から活動計算書への移行手続き。

定款変更の手続きの流れ (認証が必要な場合)



ボランティアサークル GRANDE

代表代行:鈴木 成昌/住所:金沢市新保本1-470-8

電話:076-259-1851/e-mail:info@grande2010.com

ホームページ:http://www.grande2010.com



○ボランティアサークルGRANDE設立のきっかけ

2010年、代表代行的鈴木成昌が数人の友人を集め、「何か人の役に立つことをしよう」と思い、ボランティア活動を始めたのがきっかけでした。

ある時、鈴木は海水浴シーズンの海岸が年々汚れていくのが気になりました。この時、「山には、ゴミを持ち帰るというルールがあるのに、海にはそのルールが全くない」と感じたそうです。

そこで、ボランティアサークルGRANDEでは海でのルールを作り上げようと考えました。それは、「ゴミは各自で持って帰り、ポイ捨てする人を、誰でも注意できる環境を作っていこう!」というルールです。

私たちが掲げた目標は「海にゴミを捨てる人が減ること」です。そのために、ボランティアサークルGRANDE主催の「クリーンアップキャンペーンin内灘海岸」と題し、内灘海岸の清掃活動を年3回地域の人たちと共に大々的に行っています。

はじめは数人でしたが、現在では20~70代の幅広い年齢層の方々に集まって頂き、メンバーだけでも70名近い人数でボランティア活動を行っています。



○活動内容

私たちは、石川県内にて様々なボランティア活動を企画・運営しています。上記に記載した私たち主催の「クリーンアップキャンペーンin内灘海岸」をはじめ、様々な街の美化活動を行っているほか、地域活性化の取り組み、ペットボトルのフタ集め、老人ホームのお手伝い等々を行っています。

○今後の展望

私たちはボランティア活動を通して『人との繋がりを大切に、いろいろな“絆”作り』をしていきます。

また、ネット社会の昨今、コミュニケーションが不足していると叫ばれる中、私たち、ボランティアサークルGRANDEの活動に参加したことをきっかけに、新しい自分を見つけるお手伝いができれば、と考えております。



○読者の方々へのメッセージ

ボランティアサークルGRANDEは、設立してまだ歴史は浅いですが、今までのボランティアとは違う、新しいスタイルでのボランティア活動の企画・運営を心掛けています。そして、地元の方々から愛され、金沢のシンボルにふさわしい団体になりたいと思っています。私たちと活動をし、今までに経験したことのない達成感を一緒に楽しみましょう。

興味のある方は、一度お問い合わせください。皆様からの御連絡お待ちしております。

湯涌・ゆず街道かかしファンクラブ

事務局:金沢湯涌創作の森内/電話:076-235-1116/e-mail:yuwakukakashi@gmail.com

ブログ:yuwakukakashi.blog.fc2.com/ホームページ:http://www.yy-kakashi.org

Twitter:http://twitter.com/yuwakukakashi

○活動のきっかけ:「いったい今のは何!?!」

ファンクラブ設立の2年前、2010年でしたか、県道10号線、通称湯涌街道わきの田んぼに突如として「釣り人」のかかしが現れたのです。道行く車からは、それこそ「今の何?」、「人?」みたいな楽しい驚きのある事件でした。また、より湯涌温泉街に近い別の箇所にも家族(?)のかかしが現れるようになり、これらかかしが、ちまたで話題になっていたのです。

そうした折り、たまたまインターネット上のブログ等で、「湯涌のかかし」のことについて相当な数が紹介されていることを知りました。これらの情報の多くは県外から来られた方々の情報でしたが、「こんなに喜んでもらえるならもっと沢山あったらさぞ楽しそう」と、有志が集まりました。

○活動内容:「みんなで、かかしのある風景を作ろう」

私たちの活動は、文字通り、かかしのある風景を作ろうというものです。ファンクラブ自体は放課後のサークル活動のようなもので、特別な収入もないし組織もふわふわしたのですが、それでも春から秋にかけて「かかし教室」を頻繁に開催したり、その中でかかしのより良い作り方の研究・開発・普及を行ったり、古着を集めたり、また、地域新聞としての役割を目指す「湯涌案山子新聞」を発行したりしています。



○今後の展望:「将来は一家に一体」

活動をはじめた当初、「日常的な桃源郷を作る」という言い方をしていました。特別なプロジェクト、あるいは祭りのような一過性のイベントとしてではなく、普段の生活の中でかかしと関わったり楽しんだりできないか、そしてそのことが結果的に「地域のおもてなし力」を高めることにつながるか、と。かかしと一緒に設置している幟旗の標語の一つに『かかしです 好きなものは笑顔です』というのがあるのですが、この言葉が活動のエッセンスです。

こうした思いは変わらないのですが、珍しさも手伝って、まだまだかかしに対して特別なイメージが強いようで、どのように習慣化できるのが課題でしょうか。やはり合い言葉は「一家に一体」ですね。



○読者へのメッセージ:『クダラナイ事に一生懸命です (^_^;)』

このメッセージも幟旗の標語のひとつなのですが、実際、この活動は「面白いから・楽しいから」やっています。よく「町おこしとして始めた活動」と紹介されたりするのですが、実はそういう大げさなことはあまり考えていません。幟旗の別な標語に『ドロボーよけに一体いかがですか(助手席にも座れます)』というものがあります。実際、作ってみるとも楽しいですよ。皆さんもいかがですか。

「教えて! i-ねっこのあおみさん」



非営利団体のためのQ&A シリーズ 14 いしかわ市民活動ネットワークセンター 理事/事務局長 青海 康男

Q これまで、自分の時間を割いて一生懸命NPOの事業に取り組んでいたつもりですが、周囲からあまり信用してもらえず、なかなか活動が広がりません。どうすればもっと多くの人に信用してもらえますか?

A NPO法人制度が始まってから既に15年以上が過ぎ、全国のNPO法人は現在、4万8000団体を超えており、多種多様な活動を行っています。そのような状況で信頼を得て活動を広げていくには、いくつかのポイントを押さえる必要があります。

信頼されるためのポイント

- 事務局体制の整備
- 法令順守による NPO 法人の情報公開
- 相手につたわる NPO 団体の情報公開

信頼されるためのポイントの1つ目として、**事務局体制が整備されていること**があげられます。法人(団体)の事業内容や規模によって違いはありますが、最低限、外部の人から連絡があった場合に、いつでも対応できる体制を整備する必要があります。例えばi-ねっこの場合、事務局の固定電話から携帯電話に自動で転送される設定になっています。他に仕事を抱えている方は難しいかもしれませんが、問合せのメールを定期的にチェックするなどの対応は必要です。

信頼されるためのポイントの2つ目は、**法令順守によるNPO法人の情報公開を行う**ことです。NPO法では年1度、事業報告書等を所轄庁に提出することが義務付けられています。この事業報告書等には団体の活動や財務状況といった情報が記載されており、一般の人でも閲覧ができるようになっています。もし、義務付けられた書類の提出期限を過ぎても、まだ提出されていない団体は、法人としての信頼を一度に失うことになります。また内容が、ひな形や書式とあまりにもかけ離れていると、一般の人には理解しづらく、団体活動や財務状態のよくわからない団体になってしまいます。どんな人にも理解できる奨励書式を使用するなどし、提出期限内に所轄庁に提出することは、NPO法人として信頼を得る入口とも言えます。

信頼されるための最後のポイントは**相手につたわるNPO団体の情報公開を行う**ことです。こちらの情報公開は、法人に限ったことではありませんが、社会貢献活動には「独創性」「先駆性」「専門性」が不可欠です。それだけに多くの支持者や支援者を増やすには、分野を超えた「普通の人に伝える努力」が必要となります。もっとも、中には当事者だけを対象とせざるを得ない活動もありますが、その場合でも、当事者にどう伝えるかは大切な情報公開の在り方です。では、伝わらない例をふたつ紹介しましょう。

- ① 自分の活動やそれを伝える言葉が専門用語で埋まっていますか?
- ② 活動分野特有の表現のままで、それを一般的な関心用語に変換し忘れていませんか?

このふたつについて考えてみましょう。

「伝わらなければ、伝えてないのと同じ」です。思い込みや、周囲の人も自分と一緒に思う、自己満足こそ伝わらない原因です。あるいはチラシや会報などで「伝えたいことを全部書ききったので満足」と思う独りよがりも原因です。情報発信者の最大の理解者は、情報を受け取る側にあります。ツールの用途にもよりますが「周囲の信用がない」「活動広がらない」原因は、その大半が、受け取る側のことをあまり考えない、一方的なメッセージになっているケースがとて多いと言われています。どうですか?心当たりはありませんか?今一度、団体の情報を公開している様々なツールを見直してみたいかがでしょうか?

ちょっと気になる、いしかわのNPO

vol.37

NPO法人いしかわ在宅支援ねっと

理事長 金川克子さん



男性介護者の支援を通してふるさとに貢献

地域の皆さんに知ってもらう

石川県立看護大学参与や神戸市看護大学学長など、看護教育に長く携った経験を地元石川県に少しでも還元することができればと、同じく看護・医療や福祉に従事してきた仲間たちとともに活動を始めました。

当初は「ふるさとのために何かをしたい」という思いはありましたが、具体的にはっきりとした活動内容が決まっていたわけではありません。いくつか検討を重ねる中で、在宅での要介護者や療養者について考え、それぞれの地域で暮らしている方に貢献するという目標が見えてきました。その後も情報を集める中、男性の在宅介護者の数が全国的に年々増え続け、その多くが大変苦勞していることを知ること。そこで活動の第一歩として、県内でシンポジウムを開いて男性介護者の現実について地域の皆さんに知ってもらうことにしました。



男性こそ仲間や情報が必要

これまでに羽咋、輪島、白山、小松と県内各地で開催したシンポジウムでは、介護経験のある男性や現在介護中の男性に登壇していただき、自身の体験談を語っていただきました。

介護の技術はもちろん、家事が苦手な男性の場合は食事の準備や、40、50代といわゆる働き盛りの年齢ならば仕事とのバランスなど、個人の抱えるさまざまな問題を共有することができました。各地域の介護者や療養者に参加していただくことで、ネットワークづくりにも役立つことができました。

女性と比べると、男性介護者は問題を抱えやすいと思います。例えば、男性は女性よりも完璧な介護をしたがる傾向が強いようです。女性の場合は日々の苦勞を周囲に話すことでストレスを溜め込まないようにしていますが、男性の場合、責任を感じるのか、何かあっても助けを求めずに一人でストイックに療養者と向き合う方も少なくありません。介護者が思い詰めるあまり、虐待につながる恐れもあります。さまざまな問題の解決策の一つは、男性介

護者が他の介護者と交流する機会をもっと持つことです。何でも話すことのできる相手や、いざという時に頼ることのできる相手が近くにいれば、心身ともに少しは負担も軽減できるでしょう。今後、私たちの活動がきっかけとなって、県内各地で交流の場が増えることを願っています。

初めての組織づくりに奮闘

最後に、私たちは昨年1月にNPO法人として認証されました。ここまでの道のりを振り返ると、本当にさまざまな苦勞がありました。活動の拠点や経済基盤、広報など、組織の体制づくりは「素人集団」だったので、活動をしながら気づくことも多々ありました。

各地のシンポジウムで地域の皆さんに啓蒙し、介護者同士のネットワークづくりにも励むことで今後の課題も見えてきました。これからは相談事業などにも本腰を入れようと思っています。介護者を支援する活動を通して、皆さんが住み慣れた地域で家族に囲まれて自分らしい人生を送るお手伝いができればと思います。

私たちの今後のスケジュールはホームページや会報などでお知らせします。これからも活動へのご理解とご支援をいただければ幸いです。



データ NPO法人 いしかわ在宅支援ねっと

白山市七原町イ 24
TEL・FAX : 076-272-2231
携帯 : 080-2960-2312
URL : <http://www.zaitaku-net.jp>
E-mail : zaitaku-net@docomo.ne.jp

INFORMATION

法務局への登記を忘れていませんか？

NPO法人は、設立時や登記事項を変更したときは、所轄庁への手続き後、速やかに法務局へ登記をしなければなりません。もし、法人設立の認証書を交付されてから6か月を経過しても登記をしていない場合、その認証書は無効になります。また、登記事項について変更があったにも関わらず、手続きを怠った場合には20万円以下の過料に処されるケースがありますので注意が必要です。

登記が必要な場合	ケース1：NPO法人設立時	ケース4：資産の総額の変更
	ケース2：代表権を持つ理事の変更	ケース5：解散及び清算人
	ケース3：定款の変更(名称、住所、事業目的及び事業内容)	ケース6：清算終了

ケース1 NPO法人設立時

NPO法人設立時は、法務局に法人としての登記をしなければなりません。所轄庁からの認証書だけでは法人は成立せず、法務局に登記をすることによって法人成立となります。所轄庁から認証通知を受けた日から2週間以内に登記を行いましょ。

ケース2 代表権を持つ理事の変更

代表権を持つ理事が変更(新任、辞任、解任、死亡)になった場合や任期満了に伴い再任(法務局では重任といえます)となった場合、住所や姓・名が変わった場合は、その都度変更登記が必要です。特に再任となった場合、登記事項の変更がないと見落しがちです。忘れず登記を行いましょ。

また、本誌において何度もお知らせしましたが、平成24年4月1日のNPO法の改正により、代表権を持っていない理事について登記を抹消(代表権喪失の変更登記)しなければいけないことになっています。まだ抹消登記をしていない法人の方は早めに変更登記を行ってください。



ケース3 定款の変更

変更した規定が登記事項の場合は、社員総会の議決を経、所轄庁への手続きを行った後、2週間以内に変更登記をしなければなりません。登記事項とされているのは、名称、住所、事業目的及び事業内容です。

ケース4 資産の総額の変更登記

NPO法人は、資産の総額、つまり正味財産の額を登記しなければなりません。決算により正味財産の額は毎年変動するので、年に1回必ず登記をすることになります。資産がマイナスでも変更登記をしなければなりません。ただし、決算の結果、たまたま資産総額が前年度と同額であれば登記は不要です。

なお、資産総額の変更登記は、事業年度終了後2か月以内に行わなければなりません。

ケース5 解散及び清算人

NPO法人が社員総会の議決により解散するときは、清算人を選任し、清算人が法務局へNPO法人の解散及び清算人就任の登記を行います。

ケース6 清算終了

清算人は、NPO法人の消滅に向けて清算業務を行い、清算が終了してから2週間以内に法務局へ清算終了の登記を行わなければなりません。清算終了の登記を行うことで、当該NPO法人の法人格が消滅することとなります。

法務省のホームページから登記を申請する際の様式や記入例をダウンロードすることができます。記入上の注意等も詳しく書かれていますので、まずはこちらをご覧ください。

[法務省ホームページ 商業・法人登記申請の様式・記入例]
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html>

NPO法人登記申請についてのお問い合わせ

金沢地方法務局

〒921-8505 金沢市新神田4-3-10(金沢新神田合同庁舎) TEL:076-292-7810(代表)

パネル展示コーナーで日ごろの活動をアピールしてみませんか？

石川県NPO活動支援センター あいむ内に、ボランティア活動を行っているみなさんの活動内容をパネルやポスター、写真などで紹介する『パネル展示コーナー』を設けました。

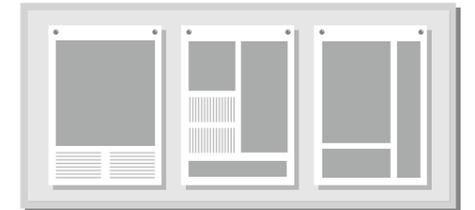
【利用できる方】県内で活躍されているNPO・ボランティア団体

【展示期間】原則2週間 ☆各団体で展示作業を行ってください。

【展示内容】NPO・ボランティア活動の広報及び周知に関する内容のもの

【パネルの利用】あいむにあるパネルを最大5枚まで利用することができます。

☆パネルの大きさ：A1サイズ 594mm×841mm



助成金ニュース ボランティアに関する講習会等助成事業

●助成対象事業

1. 県内のボランティアグループ等が主催するもの。
2. ボランティア精神の普及や団体等におけるボランティア活動の充実、発展に寄与するもの。
3. 10人以上の参加者が見込まれるもの。
4. 参加者から参加費を徴収しないもの。
徴収するものであっても、その金額が必要最小限と認められるもの。
5. 政治活動や宗教活動を目的としないもの。
6. 不当な参加資格を設けていないもの。
7. この助成事業について他の団体等からの助成を受けていないもの。

●助成対象経費／講習会等において指導等を行う外部講師の謝金及び交通費とし、助成金の総額は5万円以内(年度内1回限り)



お問い合わせ

(公財)石川県県民ボランティアセンター

〒920-0961 金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階 TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559

☆詳細はこちら⇒ <http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/koushu.htm>

本誌に関するご意見、ご要望をお寄せください。

石川県NPO活動支援センター

(金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階)

TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559

E-mail: npo@pref.ishikawa.lg.jp

